令和４年２月１日

|  |
| --- |
| 書面開催  『令和3年度 第１回秋田交通圏タクシー地域協議会』の開催について  （構成員として参加を希望される方へ） |

今般、東北運輸局長から、秋田交通圏が「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」第３条に基づく特定地域の指定条件に該当（当該営業区域における協議会の同意を除く。）しているため、特定地域指定を希望するか否か議論し報告するよう指示がありました。

本来であれば、協議会を開催した上で、ご審議いただくところではありますが、国土交通省自動車局旅客課長通達により、新型コロナウィルス感染症による影響を踏まえ、準特定地域の協議会を書面の郵送又は持ち回りで行うことができるとされておりますので、下記のとおり書面の郵送（書面開催）による意見の聴取及び議決とさせていただきますことを設置要綱第５条第１４項※の規定により公表します。

つきましては、本協議会に構成員として参加を希望される方は、設置要綱第４条第３項の規定※にある「協議会開催日30日前まで」の２月１５日（火）までに、問い合わせ先へ別添《申出書》にてお申し出下さい。（ＦＡＸ可）

記

１．日　　時 令和４年３月１７日（木）　※書面開催

２．協議事項

（１）秋田交通圏の特定地域指定について

（２）その他

※

|  |
| --- |
| 秋田交通圏タクシー地域協議会設置要綱（抜粋）  改正：令和３年３月１７日  第４条第３項  協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。  ただし、第５条第１４項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。  第５条第１４項  会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前までにその旨を公表するものとする。 |

《問い合わせ先》

|  |
| --- |
| 【秋田交通圏タクシー地域協議会 事務局】  〒010－0962　秋田市八橋大畑二丁目12番53号  一般社団法人秋田県ハイヤー協会 内  　　　　　佐　藤　武　彦  　　　　　　　電　 　話：018-864-1351  　　　　　　　ファックス：018-864-1353  E-mail：info@hirekyokai-akita.or.jp |